

本社等の重要拠点を移転・拡充させたい事業者の皆様へ

滋賀県本社機能移転促進プロジェクトに基づく支援措置

本県への新たな人の流れを生み出し、雇用の機会を創出するため、本社機能の移転や事務所・研究開発施設等の拡充を促進します。

■ 制度の内容

事務所・研究所・研修所（特定業務施設）の新增設が対象です。

上記特定業務施設の新設に併せて整備される児童福祉施設（特定業務児童福祉施設）等も対象。

○税制優遇制度の概要

1 国税（法人税）建物等の取得価額に対し、特別償却または税額控除が適用可（オフィス減税）

対象資産 ※ 取得価額4,500万円以上（中小企業者1,000万円以上）が対象		移転型 （東京23区からの移転）		拡充型（他地域からの移転または県内企業の拡充）	
		特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
新築／増築	建物、附属設備、構築物	25%	7%	15%	4%
	（上乗せ要件＊を満たす場合）		8%	20%	5%
中古物件の購入／改修	建物、附属設備、構築物	15%	4%	10%	2%

＊大企業：10億円以上の設備投資、本社機能に従事する従業員60人以上の増加／中小企業：20人以上増加

（注）オフィス減税は、適用年度とその前2年間に会社都合の離職者がいる場合は利用できません。

2 地方税（県税）事業税および不動産取得税に対し、課税免除や不均一課税が適用される。

移転型		拡充型
事業税	不動産取得税（新築／増築／中古物件）	
・初年度（1/2） ・2年目（3/4） ・3年目（7/8）	・課税免除	・本来税率の1/10

（注）特定業務施設の用に供する減価償却資産で、取得価額が3,800万円（中小企業者は1,900万円）以上が対象

事業者は、整備開始前（建物の新増築は着工前、中古物件の取得は購入前等）かつ、令和10年3月31日までに、整備計画を作成し、県の認定を受ける必要があります。なお、認定日の翌日以後3年を経過するまでに建物等を取得し、事業の用に供する必要があります。

○整備計画の認定等を受けるための主な条件

- ① 本社機能（事務所・研究所・研修所）の整備（新增設）であること。
- ② 特定業務施設において、本社機能に従事する従業員数が5人（中小企業者＊1人）以上増加すること。（移転型は別途「従業員要件」があるため、詳しくはお問い合わせください。）
＊「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法に定義する中小企業者をいいます。
- ③ 地方活力向上地域内で実施されること。
- ④ ホームページ等で、「男女間賃金差異」について公表していること。（対象事業者のみ）

○お問い合わせ先

滋賀県商工労働部 産業立地課 TEL:077-528-3792 E-mail:fa01@pref.shiga.lg.jp

県HP <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17924.html>



滋賀県本社機能移転促進プロジェクト

対象地域：滋賀県地方活力向上地域内

● 試験・研究機関

■ 大学・短期大学

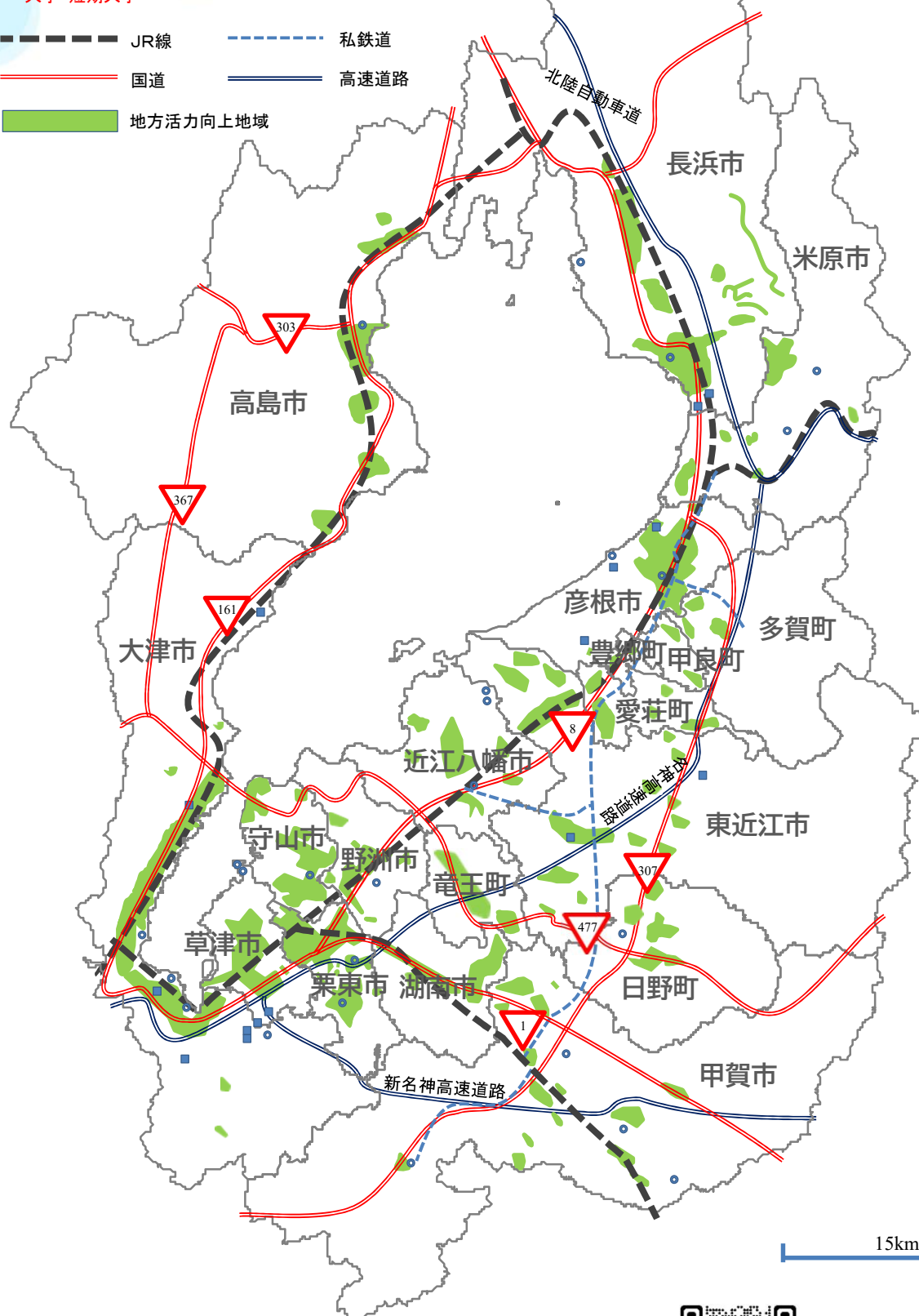
--- JR線

--- 私鉄道

== 国道

== 高速道路

地方活力向上地域



○地方活力向上地域の詳細は県HPに掲載しています。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17924.html>

TEL : 077-528-3792 E-mail : fa01@pref.shiga.lg.jp



令和8年4月改訂